



おばちゃん司法書士の両手は 龍大法学部で作られた

中野美和司法書士事務所ひとり代表

中野 美和 (上良 美和)

法学部法律学科

1985 (昭和60) 年卒業

法学研究科修士課程

1989 (平成元) 年修了

私は、学部を昭和60年3月に卒業し、大学院修士課程を平成元年3月に修了しました。ゼミは刑事訴訟法で、指導教授は学部から大学院まで繁田實造先生にお世話になりました。学部の卒論のテーマは「被疑者が弁護人の保護を受ける権利」、修士論文のテーマは「陪審制度」、両方ともテーマが立派すぎて、どうやって合格したのか今でも不思議です。

現在は、京都市内に司法書士事務所を設け、登記業務の他、成年後見の仕事や、家事調停委員の仕事をしています。どれも、おばちゃん司法書士の持味をフル活用できる、やりがいのある仕事です。

今回、法学部のことで何か書くように言われてあらためて考えると、仕事をしている今の私の両手は、龍大に通っていた間に作られたとしみじみ思います。

まず右手は、繁田實造先生から叩き込まれた憲法31条適正手続きの保障から作られています。次に左手は、民法の安武敏夫先生から叩き込まれた物権変動と対抗要件のしくみから作られています。この右手と左手の真ん中にある心臓部分から身体全体にエネルギーを送り続けるのが、憲法32条裁判を受ける権利という名のポンプです。ここに、独自にブレンドされた憲法24条、家族生活における個人の尊厳と両性の平等エキスがプラスされ、これらが結合して、中年女性パワー全開のおばちゃん司法書士が出来上がっているというわけです。

これからも、この両手に磨きをかけ、リーガルマインドのメンテナンスを怠らず、血圧の上がりすぎに注意し、ゆくゆくは京都市バス敬老乗車証を使って、法務局や裁判所に通い続けたいと思っています。

最後になりましたが、龍谷大学法学部の益々のご発展を祈念いたします。

繁田實造ゼミナール
(1980年代半ば)

